

青森県報

第六十七号

令和元年
十月七日
(月曜日)

目次

- 特定行為業務の登録.....(高齢福祉保険課) 一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定.....(こどもみらい課) 一
- 障害福祉サービス事業者の指定.....(障害福祉課) 一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....(会計管理課) 二
- 建設業者の許可の取消し.....(東青地域県民局) 二

告 示

青森県告示第三百三十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和元年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	氏名又は名称	住所	事業所所在地	業務開始年月日	備考
------	--------	----	--------	---------	----

〇二〇〇一 二六四	〇二〇〇一 二六五	〇二〇〇一 二六六
令和 元・九・三〇	〃	〃
青森県	青森県	青森県
青森市 一島の 一丁目	青森市 一島の 一丁目	青森市 一島の 一丁目
青森県立 あすなろ 療育福祉 センター	青森県立 あすなろ 療育福祉 センター	青森県立 あすなろ 療育福祉 センター
青森市大 字石江一 〇字	青森市大 字石江一 〇字	青森市大 字石江一 〇字
令和 元・九・三〇	〃	〃
障害者支 援施設	日中一時 支援	障害児入 所施設

青森県告示第三百四十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和元年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	所	在	地	指	定
すずらん調剤薬局	鰺ヶ沢店	西津軽郡鰺ヶ沢町	大字	七ツ石町	令和 元・〇・一	

青森県告示第三百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称 社会福祉法人伸康会	主たる事務所の所在地 弘前市大字独狐一丁目二二一の一	障害福祉サービスの種類 共同生活援助	名 称 障がい者ケアホームらぼーる石渡	所 在 地 弘前市大字石渡四丁目一三の七	指 定 年月日 令和元年十月一日
---------------	------------------	-------------------------------	-----------------------	------------------------	-------------------------	------------------------

青森県告示第三百四十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

青森県信用組合川内支店脇野沢出張所

むつ市脇野沢本村

を削る。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 美加美興業株式会社

- 二 代表者の氏名 三上アキエ
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字矢田前字浅井一五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第一四五〇号
- 五 取消年月日 令和元年九月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和元年九月五日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭